

活動助成 募集要項

令和6〔2024〕年度



目次

趣旨	2
助成の概要	3
1. 助成の対象分野	3
A. 宗教的精神に基づく社会・平和活動	3
B. 地域で展開される草の根活動	3
2. 今年度(2024年度)、特に注目している 이슈ー	4
重要： 今年度の公募助成の方策等について（2点）	4
3. 助成の決定方法	4
4. 助成金額	5
5. 助成期間	5
6. 助成終了後に求められるもの（報告書等）	5
7. 助成の流れ（概要）	5
8. 日程	5
お問合せ	5
別紙	6

趣旨

平和の実現は、私たち人類全ての願いです。

今日多くの国々で、多くの人々が平和への惜しみない努力を続けております。にもかかわらず、現実には依然として問題が山積しており、これらの問題にいかに対処していくかが現代における私たちの課題であります。

平和を阻害する要因には、個人、家庭、地域社会、国家のレベルから、自然環境の問題に至るまで様々な要因が存在します。しかし、いずれにせよ問題の根底には人間自身のあり方が関係しているといっても過言ではありません。このようなときに、心の平安と寛容を説く宗教の役割もまた重要であるといわなければなりません。

庭野平和財団は、こうした視点に立って、宗教の相互理解と協力を促進するとともに、宗教的精神に基づいて平和社会実現のために積極的な取り組みを続けている人々の活動を支援し、連携を深めようとするものであります。従って、特定の宗教を支援するものではなく、諸宗教の独自性を相互に尊重し合い、寛容の精神を基本としながら、平和・共生の社会を実現することを目指したいと考えます。

本財団の活動助成は、宗教的精神に基づいて行われる活動を対象とし、広い社会からの参加をえて、これを積極的に奨励していくことを目的とするものであります。

* 当財団の活動助成の助成資金は、平成 16 年度より、立正佼成会・一食平和基金からの指定寄附によるものです。

助成の概要

1. 助成の対象分野

宗教的精神に基づいて行われる平和のための活動(A 又は B)を対象とします。

A. 宗教的精神に基づく社会・平和活動

宗教的精神に基づく社会活動とは、神仏への畏敬の念から発して、広く社会及び個人の生活における物心両面の福祉に寄与することを志向する活動を意味します。

具体的には、特定の宗教の枠を越えて展開されている平和のための教育・開発協力・環境保護・人権擁護・高齢化問題への対策等の活動を指します。

B. 地域で展開される草の根活動

様々な団体・個人が共に深い精神性をもって展開され、地域のエンパワーメントを創生する活動に助成を行います。既存の枠にとらわれない、新しい価値観の創造を期待します。

具体的には、地域で展開される草の根の活動が、国内外の人々を助けることにどうつながるのかを意識する活動、つまり「地球的規模で考え、足元から実践する」活動を指します。

※ 助成の対象として望ましい活動

- a. 短期的あるいは長期的に平和の実現に直接関係する実践的な活動
- b. 活動の成果が、助成対象の分野あるいは他の分野の活動に波及効果を及ぼし、平和の実現に、先見的・創造的な示唆を与えるもの
- c. 予算規模が比較的小さな団体

なお、以下の点にも注目しています。

- ・ 活動の対象が具体的であり、また深刻な社会課題であること
- ・ 活動が新しく効果的な内容で取り組まれていること
- ・ 活動終了後、その活動の結果が持続的に拡大・継続していく仕組みを有すること

※ 助成の対象とならない活動

- a. 特定の宗教団体ための活動
- b. 特定の政治団体の理念に立脚した活動
- c. 営利を目的としている、あるいは活動の結果が直接営利に結びつくような活動
- d. 会議の開催のみを目的としている活動
- e. 出版活動（当財団の被助成者がその活動成果を刊行する場合は考慮します）
- f. 奨学金及び留学のための助成

2. 今年度(2024年度)、特に注目している 이슈

今年度は、上記「助成の対象分野」に合致しつつ、以下の 이슈に取り組んでいる活動に特に注目しています。

（※ただし今年度の特別な方策があります。以下の「重要」をご参照ください）

- ・ 貧困
- ・ 移民、難民、国内避難民
- ・ ジェンダー格差
- ・ 宗教組織や宗教者による社会課題への取り組み（宗教施設の活用を含む）
- ・ テクノロジーの有効活用

* 全体の助成件数のうち約半数はこれらの 이슈に取り組む活動とする予定です。
一方、助成する対象をこれらの 이슈に取り組む活動に限定するものではありません。

重要： 今年度の公募助成の方策等について（2点）

1. 日本国内の現状を鑑み、日本国内の貧困問題に取り組む案件を優先する点

庭野平和財団は、近年、日本国内における貧困問題が急激に、そして著しく悪化していると認識しています。この過酷で深刻な問題は速やかな改善は図れず、今後さらに悪化していくものと推測しています。これを踏まえ本財団は、本年度、特に日本国内の貧困問題に取り組む日本国籍の活動を優先的に支援します。

- ※ この方策は活動の受益者や対象を日本人に限定するものではありません。
日本に居住する他の国籍の人々も対象となります。
- ※ この方策はあくまで今年度の公募助成の方策であり永続的なものではありません
- ※ 申請者の国籍、活動地、助成対象、イシューを根本的に制限するものではありません。

2. 採択が極めて限られている現状について

世界の多くの国々からご申請を頂いている一方、本公募助成の助成予算から、実際にご支援できる案件数は、残念ながら極めて限られているのが現状です。本財団へのすべてのご応募のうち、わずか5%ほどの案件を支援（採択）できるのみとなっています。（詳細は本要綱の末尾の「別紙：近年の申請と採択のデータ」を参照のこと）。多くの応募者のご期待に応えることができていることは誠に残念ではありますが、このように極めて競争率が高く、非採択となる確率が極めて高い現状であることをご理解いただき、慎重なご判断に基づいてご申請を頂きますようお願い致します。

3. 助成の決定方法

申請書をもとに選考委員会が厳正な審査と選考を行い、助成先を決定します。選考会議による審査・選考は毎年1回行われます。

4. 助成金額

助成金額は上限 100 万円までです。また審査の結果、実際の助成金額が申請された額よりも減額されることもあります。

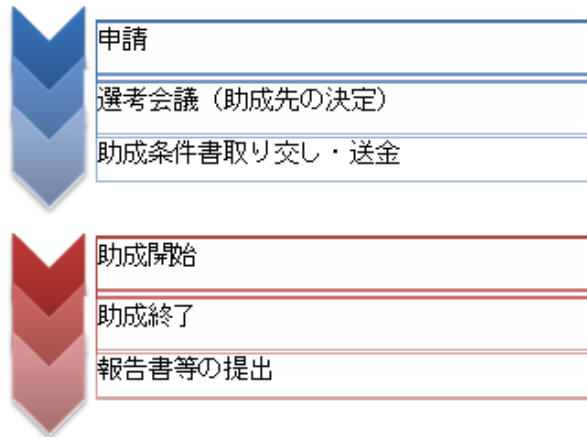
5. 助成期間

本財団が助成により支援する期間は 1 年間 (4 月 1 日～翌年 3 月 31 日) です。継続して支援を希望することは可能ですが、この場合でも、新規に申請書を提出して頂き、審査がなされます。

6. 助成終了後に求められるもの (報告書等)

助成期間の終了後、活動報告書、及び会計報告書を提出して頂きます。

7. 助成の流れ (概要)



8. 日程

助成に関する日程は以下となります。

申請受付開始	令和 6 (2024) 年	10 月 28 日
申請受付終了	令和 6 (2024) 年	11 月 28 日(必着)(日本時間 28 日 23:59)
選考会議	令和 7 (2025) 年	1 月下旬(予定)
助成条件書取り交し・送金	令和 7 (2025) 年	3 月末まで
助成開始	令和 7 (2025) 年	4 月 1 日
助成終了	令和 8 (2026) 年	3 月 31 日
報告書提出	令和 8 (2026) 年	4 月 31 日 (必着)

お問合せ

〒160-0022 東京都新宿区新宿 1-16-9 シャンヴィラカテリーナ 5F
公益財団法人庭野平和財団 (助成担当 仲野) E-mail: npfgrant@npf.or.jp

別紙

近年の申請と採択のデータ (地域的視点を含む)

年度	2020 年度		2021 年度		2022 年度	
地域	申請受理数	採択数	申請受理数	採択数	申請受理数	採択数
アフリカ地域	118	4	106	4	235	3
北アメリカ地域	9	0	5	0	9	0
ラテンアメリカ地域	9	2	22	0	16	2
ヨーロッパ地域	8	1	13	4	15	0
アジア地域	72	3	57	3	77	7
オセアニア地域	1	0	0	0	4	0
合計	217	10	203	11	356	12
申請が採択となった確率	4.6%		5.4%		3.4%	

※ 本財団公募助成の助成予算総額は約1000万円であり、一方、1 案件あたりの助成上限額は100万円としています。実際には、申請者の多くはこの上限100万円に近い額面で申請をされており、このことから、総予算の中で助成できる件数が各年およそ10件となっているものです。